

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成二十九年

四月二十七日

木曜日

## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づき包括外部監査

### 2 選定した特定の事件(テーマ)

業務委託に関する事務の執行について

### 3 事件(テーマ)を選定した理由

少子高齢化による人口減少時代を迎え、厳しい財政状況の下で、地方公共団体には、住民ニーズの高度化、多様化など社会経済情勢の変化に的確に対処する分権型社会システムへの転換が求められている。このような中、民間委託の推進はこのための重要な手法の一つである。

また、民間委託の推進は、民間特有の資源・能力を活用することで、効率的な業務運営や職員の意識改革の契機となり、行財政改革の推進が期待される。

山梨県では、平成15年、17年に行財政改革プログラムを、その後平成19年12月に「山梨県行政改革大綱」、平成27年12月に「ダイナミックやまなし総合計画」を策定し、県と民間との役割分担を明確にし、様々な事務事業を対象として業務委託を実施してきた。

平成27年度決算における一般会計及び特別会計では、委託料は約273億円となっており、歳出総額7,505億円に占める割合も比較的大きい。

また、業務委託の内容は広範囲にわたり、所管する部署も多岐にわたっており、事務の執行について合規性、正確性の観点のみならず、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)、いわゆる「3E」の観点から適正な事務の執行がもたられている。

民間委託の推進は、地方公共団体の今後のあるべき行政のために必要かつ有益であるが、その推進や実施にあたっては、行政目的の達成や行政サービスの公益性の観点から諸種の考慮すべき事項があることに留意すべきであり、検証が必要と判断し監査テーマとした。

### 4 監査の対象部署

- 県民生活部世界遺産富士山課
- 総務部財産管理課
- 総務部行政経営管理課

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………1

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人三神治彦から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年四月二十七日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	渡邊英機
同	浅川力三

### 包括外部監査結果報告書

平成29年3月27日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 三神治彦

- (4) 総務部情報政策課
- (5) 観光部観光企画課
- (6) 観光部観光プロモーション課
- (7) 観光部観光資源課
- (8) 県土整備部県土整備総務課
- (9) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室
- (10) 県土整備部技術管理課
- (11) 県土整備部道路整備課
- (12) 県土整備部道路管理課
- (13) 県土整備部治水課
- (14) 県土整備部砂防課
- (15) 県土整備部都市計画課
- (16) 県土整備部都市計画課下水道室
- (17) 県土整備部建築住宅課
- (18) 県土整備部建築住宅課住宅対策室
- (19) 県土整備部宮繕課
- (20) 県土整備部流域下水道事務所
- (21) 教育庁社会教育課
- (22) 教育庁スポーツ健康課

**5 包括外部監査の対象期間**

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日）  
ただし、必要に応じ平成28年度及び過年度の実績等も参考とした。

**6 包括外部監査の方法**

**(1) 監査の重点及び着眼点**

- ア 契約事務が法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか
- イ 委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ウ 契約金額の積算は十分な根拠資料に基づき適切に算定されているか
- エ 履行管理が適切に実施されているか
- オ 委託の効果が適切に把握・検証されているか

**(2) 主な監査の手続**

- ア 関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
- イ 関係法令等への準拠性の検証

- ウ 関係書類の閲覧・突合
- エ 現地視察
- オ その他必要と認めた手続

**7 包括外部監査の実施期間**

平成28年8月5日から平成29年2月28日まで

**8 包括外部監査従事者の資格等**

包括外部監査人	包括外部監査人補助者
税理士	税理士
三神 治彦	朝倉 文彦
税理士	池田 理恵
包括外部監査人補助者	池田 理恵
弁護士	江口 進
弁護士	大田和 俊彦
税理士・公認会計士	尾方 智紀
税理士	柏原 岳人
税理士	末木 徳夫
税理士	鈴木 尚道
税理士・公認会計士	鈴木 博之
税理士	野口 茂
税理士	前田 安正
税理士	福永 裕子
税理士	松野 俊一
税理士	守屋 和徳

**9 利害関係**

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

1 一般会計・特別会計の概況

(1) 一般会計 歳出の推移

平成27年度の支出済額は、4,680億2,610万円余であり、前年度に比べ、70億7,796万円余(1.5%)の減少となっている。

主な減少額は、総務費32億7,127万円余(9.7%)、衛生費32億9,020万円余(16.3%)、農林水産業費39億4,858万円余(10.9%)、商工費11億4,020万円余(3.9%)、土木費140億4,031万円余(17.2%)、教育費30億9,927万円余(3.4%)である。一方、主な増加額は、民生費24億3,310万円余(4.9%)、労働費8,833万円余(3.3%)、警察費6億7,704億円(3.2%)、災害復旧費1億3,808万円余(17.3%)、公債費9億1,847万円余(1.1%)、諸支出金174億3,746万円余(84.0%)である。

過去5年間の推移は、次のとおりである。

【一般会計 歳出額推移(過去5年)】

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
議会費	1,022	968	933	958	977
総務費	29,180	29,137	33,962	33,653	30,382
民生費	49,792	51,071	48,141	49,629	52,062
衛生費	23,912	22,223	23,432	20,206	16,916
労働費	9,046	6,936	4,354	2,705	2,793
農林水産業費	31,732	32,508	36,932	36,082	32,134
商工費	34,560	33,644	32,141	29,592	28,452
土木費	73,492	71,861	77,625	81,561	67,520
警察費	21,938	21,251	21,632	21,380	22,067
教育費	92,082	91,040	87,539	92,283	89,184
災害復旧費	2,568	3,955	718	798	936
公債費	82,966	83,438	84,231	85,487	86,405
諸支出金	27,492	19,122	36,542	20,764	38,202
予備費	0	0	0	0	0
合計	479,788	467,158	488,189	475,104	468,026

(2) 特別会計 歳出の推移

平成27年度の支出済額は、2,824億8,516万円余であり、前年度に比べ、131億290万円余(4.4%)の減少となっている。

主な減少額は、恩賜県有財産特別会計3億9,008万円余(5.3%)、中小企業近代化資金特別会計8億728万円余(27.4%)、市町村振興資金特別会計3億5,620万円余(19.0%)、商工業振興資金特別会計52億9,735万円余(11.0%)、流域下水道事業特別会計4億4,309万円余(7.1%)、公債管理特別会計62億1,758万円余(5.0%)である。一方、主な増加額は、県税証紙特別会計3億6,615万円余(35.5%)である。

過去5年間の推移は次のとおりである。

【特別会計 歳出額推移(過去5年)】

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
恩賜県有財産特別会計	6,271	6,647	6,588	7,303	6,913
災害救助基金特別会計	1	1	27	6	4
母子父子寡婦福祉資金特別会計(注)	151	79	66	82	90
中小企業近代化資金特別会計	2,085	1,526	1,216	2,944	2,136
農業改良資金特別会計	192	64	59	27	36
市町村振興資金特別会計	5,467	1,586	1,298	1,873	1,517
県税証紙特別会計	1,594	1,922	1,745	1,030	1,396
集中管理特別会計	106,697	105,487	101,225	103,966	103,980
商工業振興資金特別会計	59,047	56,796	53,773	48,111	42,814
林業・木材産業改善資金特別会計	63	36	35	28	44
流域下水道事業特別会計	6,678	6,850	5,892	6,282	5,839
公債管理特別会計	106,643	99,271	104,965	123,929	117,712
合計	294,893	280,270	276,894	295,588	282,485

(注) 平成25年度以前は、母子寡婦福祉資金特別会計

## 2 業務委託について

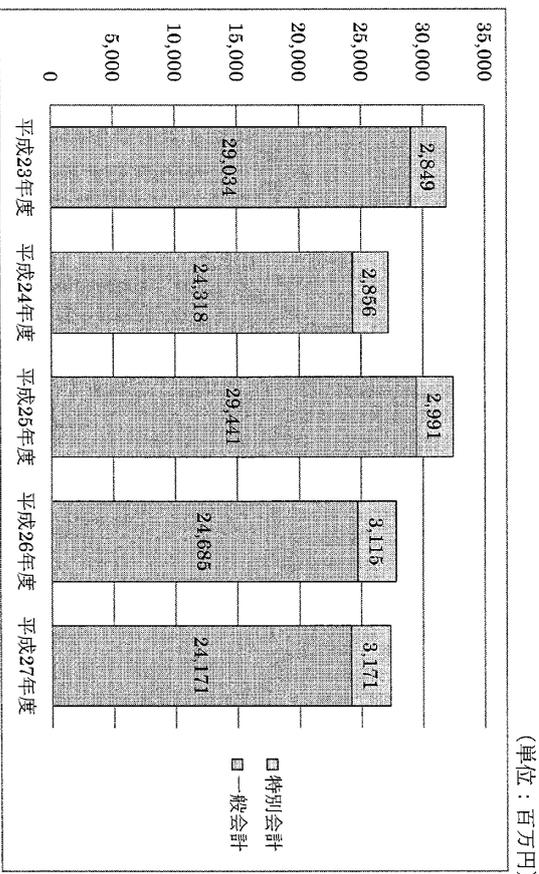
### (1) 業務委託の定義

業務委託とは、委託者がその業務の処理を受託者に委ねるもので、受託者の責任において業務の処理を行わせ、その成果に対して受託者から報酬が支払われるものであり、委託者と受託者との信頼関係が重要な要素となる。  
業務委託は、一般的に、民法上の請負契約、委託契約及び委任契約のいずれかの形式によるものである。

### (2) 委託料の推移について

委託料（一般会計及び特別会計）の過去5年間の推移は次のとおりである。

【委託料の推移】



### (3) 契約の方式について

地方自治法第234条第1項によると、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、第2項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされていることから、一般競争入札による契約が原則と位置付けられている。

『山梨県会計事務ガイドブック』を参考にすると、主な方法は次のとおりである。

#### ア 一般競争入札

一般競争入札は、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいい、地方公共団体の契約方法の原則である。

平成19年3月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000万円以上の工事及び物品調達について、原則として一般競争入札によることとした。

#### イ 指名競争入札

指名競争入札は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。指名競争入札を採用する際には、次の要件に該当するか十分確認の上、業者の指名方法については対外的に十分な説明ができるよう細心の注意を払う必要がある。

- 指名競争入札によることができる場合は、次のとおり(地方自治法施行令第167条)。
- その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- 競争者が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき。
- 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

#### ウ 随意契約

随意契約は、競争入札の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。よって、随意契約を採用する際には、法令等を十分確認の上、業者の選定方法については対外的に十分な説明ができるよう細心の注意を払う必要がある。随意契約による場合は、根拠規定等を、支出負担行為伺い、物品要求書又は物品修繕要求書に記載すること(山梨県財務規則第137条関係通知昭和57年10月1日)。

随意契約によることができる場合は次のとおり(地方自治法施行令第167の2第1項第1号～9号)

- 財務規則で定める額(山梨県財務規則第137条)以内のとき。
- 工事又は製造の請負
  - 財産の買入れ 250万円
  - 物件の借入れ 160万円
  - 財産の売払い 80万円
  - 物件の貸付け 50万円
- 上記以外のもの(役務提供契約(役務の提供を主体とした修理、加工、保守管理等)) 100万円

・不動産の買入れ又は借入れ契約、物品製造等のための物品売払い契約、その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第13項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物

品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れられる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

- ・緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき。
- ・競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・落札者が契約を締結しないとき。

エ 総合評価方式

競争入札に位置付けられ、予定価格の範囲内で、価格その他の条件が地方公共団体にとつて、最も有利な者を落札者としてできる方式である。あらかじめ落札者決定基準を定め、学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。民間事業者等の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として採用されている。

オ 企画提案方式（企画コンペ方式）

随意契約に位置付けられ、複数業者から契約内容についての提案を募り、事業内容として優秀で、果にとつてもつとも有利な提案をした業者を契約の相手方に決定する方式である。審査委員会等の第三者的機関を設け公正に審査し、審査結果を公開できる状態にすることが適切と考えられている。

カ プロポーザル方式

随意契約に位置付けられ、複数業者から技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた提案書を提出してもらい、果にとつてもつとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式である。審査委員会等の第三者的機関を設け公正に審査し、審査結果を公開できる状態にすることが適切と考えられる。コンペ方式は提案された「案」を選ぶのに対し、プロポーザル方式は契約を履行する「人」を選ぶ点で異なる。総合評価方式、企画提案方式（企画コンペ方式）及びプロポーザル方式は、価格のみによらない契約形態であり、主に公共工事で導入が進められているが、役務の提供等の契約についても有効な手段とされている。

### 3 監査対象の概要

#### (1) 監査対象の選定

監査対象の選定に当たり、県より平成 27 年度委託契約一覧の提供を受け、契約金額が 100 万円以上 (3,350 件) について、契約方法、契約を所掌する課ごとに集計を行った。監査対象の部署については、契約方法（一般競争入札、指定競争入札、随意契約等）、金額等を考慮して選定したところ、次表のとおりとなった。

【監査対象の部署一覧】

No.	部署	件数 (件)	金額 (千円)
1)	県民生活部世界遺産富士山課	6	57,037
2)	総務部財産管理課	22	692,827
3)	総務部行政経営管理課	4	82,077
4)	総務部情報政策課	32	456,500
5)	観光部観光企画課	6	637,241
6)	観光部観光プロモーション課	7	74,744
7)	観光部観光資源課	10	38,995
8)	県土整備部県土整備総務課	5	88,905
9)	県土整備部県土整備総務課建設業対策室	4	37,951
10)	県土整備部技術管理課	11	75,649
11)	県土整備部道路整備課	12	494,471
12)	県土整備部道路管理課	27	823,803
13)	県土整備部治水課	7	832,753
14)	県土整備部砂防課	4	30,817
15)	県土整備部都市計画課	5	43,814
16)	県土整備部都市計画課下水道室	1	3,050,936
17)	県土整備部建築住宅課	4	8,149
18)	県土整備部建築住宅課住宅対策室	9	74,190
19)	県土整備部宮繕課	40	258,061
20)	県土整備部流域下水道事務所	20	125,896
21)	教育庁社会教育課	5	35,155
22)	教育庁スポーツ健康課	12	192,373
合計		253	8,212,355

なお、監査の対象部署の選定は、平成 28 年 3 月現在の部署名で行ったが、平成 28 年 4 月において大幅な組織の見直しが行われたため、件数等にはらつきがみられる。また、指定管理者制度に係るものは、今回の監査の対象としていない。

監査対象とした業務委託契約を契約形態別に分類すると、次表のとおりとなる。

【監査対象の契約形態別分類】

契約形態	件数 (件)	金額 (千円)
一般競争入札	8	427,709
指名競争入札	121	966,753
随意契約	104	4,543,190
プロポーザル方式	5	678,974
P F I	1	530,250
その他	14	1,065,476
合計	253	8,212,355

#### (2) 監査対象の部署の概要

監査対象となっている部署の概況は、次のとおりである。

##### 1) 県民生活部世界遺産富士山課

富士山の普遍的な価値を保全し、後世に確実に継承していくため、構成資産及び緩衝地帯の適切な保全管理をはじめ、世界遺産富士山の価値の伝達、世界遺産登録後に増加した外国人を含む登山者の安全対策の推進に取り組んでいる。

主な事業は次のとおりである。

- ・富士山世界文化遺産保存活用推進事業
- ・富士山世界遺産センターの事業
- ・富士山登山者安全対策
- ・富士山環境保全対策
- ・富士山安全対策
- ・富士ビジターセンターの運営

##### 2) 総務部財産管理課

本庁舎の管理業務をはじめ、県有財産についての取得、管理、処分を行うとともに、各局局との総合調整を行うとともに、県有財産を適正に管理するための各種事業を行う

ている。

主な事業は次のとおりである。

- ・県庁舎の管理
- ・県有財産の管理
- ・県庁舎の整備
- ・県職員宿舍の管理
- ・電話及び電話設備の管理

### 3) 総務部行政経営管理課

県庁における事務事業を効率的かつ効果的に推進していくため、これまで行政改革推進課、企画課及び私学文書課の3課にまたがっていた組織、出資法人、法制などの行政経営関連業務を一本化して担当する組織として平成28年4月に新設された課である。

主な事業は次のとおりである。

- ・組織改善、事務改善
- ・指定管理者制度
- ・出資法人の改革
- ・文書管理事務
- ・情報公開及び個人情報保護事務
- ・山梨県公報の発行事務
- ・法令審査及び訴訟追行事務

### 4) 総務部情報政策課

業務の更なるIT化を進めることにより、行政サービスの向上を推進している。

主な事業は次のとおりである。

- ・地域情報化の推進
- ・庁内のネットワーク基盤やネットワーク端末の運用管理
- ・財務会計システム等の運用管理
- ・行政手続の電子化など電子自治体の推進
- ・情報システム最適化の推進

### 5) 観光部観光企画課

地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、魅力ある地域づくりを進めること等により県の観光の振興を図るため、「おもてなしのやまなし観光振興条例」の周知を様々な機会を活用して行うとともに、おもてなしの推進に繋がる事務を

行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・観光客動態調査
- ・観光推進会議開催事業
- ・おもてなし推進週間に関する事業
- ・やまなし観光産業活性化計画策定事業
- ・富士の国やまなし誘客促進事業
- ・おもてなし推進事業
- ・おもてなし人材活用事業

### 6) 観光部観光プロモーション課

山梨県への観光客の誘客を推進するため、やまなしブランドの発信や観光に関する宣伝などに取り組んでいる。

主な事業は次のとおりである。

- ・ツアー造成促進事業
- ・やまなし観光推進機構事業
- ・富士の国やまなしまなびツアーリズム推進事業
- ・富士の国やまなしMICE誘致戦略事業
- ・富士山を核とした周遊観光促進事業
- ・外国人旅行者誘客促進事業費
- ・やまなしバスコンシェルジュシステム多言語化整備事業
- ・観光パンフレット多言語化整備事業
- ・カルチャーツーリズム推進事業
- ・富士の国やまなし観光ネット情報発信事業
- ・「やまなしサポーターズ倶楽部」の開催
- ・富士の国やまなし観光PR強化事業
- ・やまなし観光物産情報発信事業
- ・やまなしのワインと食魅力発信事業
- ・観光及び地場産業振興支援事業
- ・映画産業招致推進事業

### 7) 観光部観光資源課

山梨県の自然、観光と調和した持続可能な観光振興を図り、また、多様な地域資源を活用した魅力あるツーリズムを促進することを目的として事業を行っている。主な事業は次のとおりである。

- ・南アルプス環境保全対策事業
- ・安全対策指導
- ・自然公園美化推進事業
- ・富士の国やまなし観光振興施設整備事業

**8) 県土整備部県土整備総務課**

県土整備部の幹事課として、本庁（15 課室）、出先機関（4 建設事務所 2 支所、7 特設事務所）について、次の業務を行っている。

- ・部内の予算経理事務
- ・部内の庶務的な事務（給与・旅費事務、物品購入・修繕事務など）
- ・部内の公共工事・測量委託等の契約・入札関係事務
- ・部内の公共事業評価、新規施策の立案などのに係る企画調整に関する事務

**9) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室**

県土整備総務課の課内室として、建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争審査会、建設産業活性化支援対策などを行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・建設業許可の更新申請や各種変更届の審査及び新規許可申請の審査
- ・経営事項審査及び山梨県建設工事紛争審査会の事務
- ・建設産業活性化支援対策事業

**10) 県土整備部技術管理課**

公共事業の品質確保の促進に関する法律（以下品質法という。）、入札契約制度に係る技術評価事務、公共工事の設計・積算に係る技術基準事務、県土整備部業務の情報化及び建設CALSの検討と推進を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・総合評価落札方式における各種基準の策定・運用
- ・品質法に対しての市町村への支援
- ・建設工事における指名停止措置等の事務
- ・積算基準、設計単価、土木工事共通仕様書等の策定及び改訂事務
- ・県土整備部内のシステム等の開発
- ・公共工事費積算及びび工事・業務委託成績評定システム運用、維持管理

**11) 県土整備部道路整備課**

「社会資本整備重点計画」に基づき、自然や環境、景観などにも十分に配慮するなかで、道路網の効率的、体系的な整備を進めている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・道路計画の企画調査及び調整
- ・県の管理に属する道路の建設工事（国道整備事業、県道整備事業）
- ・有料道路に関する事務

**12) 県土整備部道路管理課**

県が管理する道路は、179 路線 1,829.3km となっており、日常生活や社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤として、有機的に連絡する道路網は県民生活にとって重要な役割を果たしている。これらの道路の安全で快適な利用を図るため、道路を保全・修繕・維持管理を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・道路災害防除事業（落石・土砂崩落、路肩決壊防止等の対策）
- ・電線類地中化、ユニバーサルデザイン等の推進及び交通安全対策事業
- ・橋梁補修事業
- ・道路法に基づく許認可事務手続などの管理業務

**13) 県土整備部治水課**

災害を未然に防止し流域住民の生命財産を守るとともに、恵まれた水資源の有効利用を図りつつ、県民の生活、環境、生産基盤を整備保全して民生の安定を図るための事業を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・河川の管理（河川美化事業、河川巡視など）
- ・河川改修事業（鎌田川、八条川など）
- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・水防事業
- ・ダム管理事業
- ・堰堤改良事業

#### 14) 県土整備部砂防課

県の砂防事業は、日本最古の歴史を有し、明治14年全国に先駆けて県単独費をもって砂防工事が行われている。県土の約86%が山地で、その大部分が急峻な地形で占められており、特に急流河川が多く地質も脆弱であるため、台風や集中豪雨などでは土砂災害が発生しやすい。

このため、災害に強い、安心して暮らせる強靱な県土づくりに向けて、土砂災害を防止するため砂防事業を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の管理
- ・ 通常砂防事業
- ・ 火山砂防事業
- ・ 地すべり対策事業
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定及び管理
- ・ 土砂災害情報相互通報システム整備事業
- ・ 砂防施設長寿命化計画の策定

#### 15) 県土整備部都市計画課

都市計画法に基づき、中核となる都市及び周辺の市町村並びに自然的、社会的条件を勘案し、12区20市町村86,421ha(19.4%) [全県27市町村:446,537ha]を都市計画区域に定め、都市施設等の整備を推進している。  
主な事業は次のとおりである。

- ・ 甲府駅南口周辺地域の再整備
- ・ 甲府城周辺地域の整備
- ・ まちづくりの啓発、支援
- ・ 都市計画区域マスタープラン実現のための取り組み及び計画調査
- ・ 都市公園事業
- ・ 街路事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 市街地再開発事業

#### 16) 県土整備部都市計画課下水道室

急速な産業の発展、人口の集中化、さらに生活様式の多様化・高度化に伴い、河川や湖沼の公共用水域の水質汚濁が進み、下水道の必要性が強く認識されるようになってきている。このため、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び浸水防除を目的として、流域下水道事業、公共下水道事業を実施するとともに、供用開始された流域下水道の維持管理事業を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・ 流域下水道の維持管理に関する事業
- ・ 富士北麓流域下水道事業
- ・ 峡東流域下水道事業
- ・ 釜無川流域下水道事業
- ・ 桂川流域下水道事業

#### 17) 県土整備部建築住宅課

建築及び住宅関係法令の適正な執行により、県民生活の基本である安全で安心して暮らせる住環境を提供するとともに、更なる住生活の質の向上を目指して住宅施策を行っている。  
主な事業は次のとおりである。

- ・ 宅地建物取引業法に関する事務
- ・ 山梨県住宅供給公社の指導
- ・ 建築士法に基づく建築士免許及び建築士事務所登録
- ・ 一般建築物の地震防災対策の推進
- ・ 建築基準法に基づく建築確認等

#### 18) 県土整備部建築住宅課住宅対策室

建築及び住宅関係法令の適正な執行により、県民生活の基本である安全で安心して暮らせる住環境を提供するとともに、更なる住生活の質の向上を目指して住宅施策を展開している。  
主な事業は次のとおりである。

- ・ 県営住宅の建設、管理
- ・ 市町村公営住宅の建設、管理の指導監督
- ・ 公営住宅、民間住宅への支援及び体制等の整備、計画

19) 県土整備部営繕課

県有建築物の営繕に関する事、それに付随する入れに関する事を実施している。主な事業は次のとおりである。

- ・ 営繕事業の企画調整
- ・ 新営工事設計委託
- ・ 新営工事及び維持補修工事の調査、計画、設計、監督
- ・ 機械設備及び電気設備の新設、維持補修工事の調査、計画、設計、監督

20) 県土整備部流域下水道事務所

公共水域の水質汚濁防止と豊かな自然に囲まれた快適な生活環境の確保を目的として、富士北麓流域、峡東流域、釜無川流域及び桂川流域の下水道事業を行っている。主な事業は次のとおりである。

- ・ 流域下水道の建設及び管理
- ・ 下水道事業に係る用地補償及び工事契約
- ・ 関連市町村の下水道事業に係る指導及び監督

21) 教育庁社会教育課

高度化・多様化する県民の学習ニーズに合致した学習機会の充実に努めるとともに、社会教育施設を効果的に活用し、青少年及び家庭・地域教育等の今日的な諸問題に対応した事業に取り組んでいる。主な事業は次のとおりである。

- ・ 青少年総合対策事業
- ・ 社会教育振興事業
- ・ 県立図書館の運営事業
- ・ 県立科学館、県立青少年教育施設の運営事業

22) 教育庁スポーツ健康課

「やまなしスポーツ推進プログラム」に「ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「スポーツ界の好循環の創出」の3つの基本方針を定め、「やまなしスポーツ」を推進している。主な事業は次のとおりである。

- ・ 地域スポーツ推進計画の実施
- ・ 学校体育・スポーツの充実
- ・ 学校保健・学校給食の推進
- ・ 生涯スポーツの振興
- ・ 県有施設の整備及び管理
- ・ 競技力向上対策

### 第3章 実施した監査手続の概要

#### 1 実施した監査手続

(1) 監査対象の選定  
「第2章 包括外部監査対象の概要」の「3 監査対象の概要」の「(1) 監査対象の選定」を参照。

#### (2) 支出関連資料の検討

業務委託契約について、監査対象となる所属より下記の書類を入手、閲覧し、関連法令等への準拠性を確認した。

- ・ 定例監査調書 (平成27年度)
- ・ 子定価格調書
- ・ 委託業務仕様書
- ・ 契約書
- ・ 支出負担行為伺い
- ・ 入札結果表又は随意契約結果表
- ・ 業務完了報告書
- ・ 検査調書
- ・ 支出命令書
- ・ その他必要と認められる資料

#### (3) 担当所属へのヒアリング

(2) の検討の結果、生じた疑問点、不明点等について、追加資料の提供を受け、また、各担当所属へのヒアリングを実施した。

### 第4章 監査の指摘及び意見

#### 1 監査結果の概要

本章では、監査手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘及び意見の詳細について述べる。

なお、本報告書においては、監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」、監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」として記載している。

本監査における指摘及び意見については、指摘20件、意見83件である。指摘及び意見の内容（概要）で分類すると下記のとおりとなる。

内容（概要）	指摘	意見	合計
手続上問題点のあるもの	8件	23件	31件
競争性の確保を要するもの	0件	17件	17件
委託効果の検証、履行確認について	2件	14件	16件
委託金額について	5件	10件	15件
随意契約について	0件	8件	8件
再委託について	4件	0件	4件
公募型プロポーザルについて	0件	3件	3件
労働者派遣事業に該当する疑いがあるもの	0件	2件	2件
その他	1件	6件	7件
合計	20件	83件	103件

#### 2 全般的事項に係る監査結果（意見）

##### (1) 契約形態について

地方自治法上の契約の原則形態が地方自治法第234条第1項、第2項の定めるところにより「一般競争入札」とされているにもかかわらず、政令で定めるところにより例外的に許容される「随意契約」さらに例外的「一者随意契約」が多くみられる。これは、前回（平成16年度）の包括外部監査においても指摘されたところである。

随意契約のメリットを否定するものではないが、契約金額の妥当性の検証が困難な案件など競争性を確保することによってのみ契約金額の妥当性が担保されるような案件についての随意契約方式による発注は、公共性が求められている分野の事業執行方法としては疑問を呈さざるを得ない。

(2) 新たな契約形態

価格のみによらない新たな契約形態として企画提案方式（複数業者から契約内容について提案を募り、県にとつてもっとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式）やプロポーザル方式（複数業者から技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた提案書を提出してもらい、県にとつてもっとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式）が導入されていることは評価できる。

しかしながら、これらの提案を審査する委員会等の第三者的機関の委員の構成については、現状では県職員（庁内における執行所屬以外の所屬）のみとなっている。

業者からの提案を適切かつ公正に判断するためには、外部の民間人の登用が望まれる。

(3) 請負（委託）と労働者派遣について

今回の包括外部監査で見たとところによると、委託業者の社員が県の職場に常駐する場合、契約上は委託とされているものの、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当する疑いがあると思われる。これは労働基準法、労働者派遣法等の理解が十分でないことが考えられる。

内閣府の「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」によると、民間事業者が取り扱う業務に関して、地方公共団体は、民間事業者の個々の労働者に指示をすることはできない（民間事業者を通じて、間接的に労働者に指示することもできない）。業務内容について必要に応じて民間事業者の業務責任者と協議、調整を行うことは可能であるが、請負（委託）事業は、あくまで受託した民間事業者が独立して行うものである。請負（委託）契約に当たっては、地方公共団体及び民間事業者が取り扱う業務の範囲を明確にすることが重要であると考える。

ア 労働者派遣法及び37号告示による規制

- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号。以下「37号告示」という。)は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「法」という。)第2条第3号の「労働者派遣事業」に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることに鑑み、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定め、この基準を満たさない事業を労働者派遣事業とみなすとともに、いわゆる偽装請負について規制し、もって派遣労働者の保護を図っている。

平成27年法改正により労働契約申込みみなし制度が定められ、県の機関が偽装請負を行った場合には、地方公務員法に基づき当該労働者を採用するなどの措置

を講じなければならないとされた(法第40条の6、第40条の7)ほか、厚生労働大臣による指導、勧告又は公表等の行政処分の対象ともなる(法第40条の8)。

- 派遣とみなされなかったための要件(37号告示第2条)

1 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。
イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。 (1) 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 (2) 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。 (1) 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)を自ら行うこと。 (2) 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理(これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。)を自ら行うこと。
ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。 (1) 労働者の職務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。 (2) 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
2 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。
イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
ハ 次のいずれかに該当するものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものであること。 (1) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。 (2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

- 偽装請負の規制(37号告示第3条)

前条各号のいずれにも該当する事業主であつても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の真の目的が法第2条第1号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。
---

・労働契約申込みなし制度（法第40条の6第5号、第40条の7）

第40条の6 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（中略）及び地方公共団体（中略）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を受ける者、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったときは、この限りでない。（中略）

5 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第26条第1項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

第40条の7 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第1項各号のいずれかに該当する行為を行った場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（中略）又は地方公務員法その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な措置を講じなければならない。

・行政処分（法第40条の8）

第40条の8 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第40条の6第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第40条の6第1項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第40条の6第1項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 個別事項に係る監査結果（指摘及び意見）  
次のとおり、個別事項の監査結果を報告する。

(1) 山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託（世界遺産富士山課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

- ア 富士山吉田ルート登山道の富士山五合目から山頂を目指す登山者を対象として、富士山保全協力金を領収係員により対面領収する、または、県が用意する自動領収証発券機により収納する事務。
- イ 対面領収、インターネット、コンビニエンスストア及び自動領収証発券機での収納に係る領収証の交付及び記念品の引渡し。

(2) 委託する理由

富士山保全協力金を県が指定する場所・期間において24時間受付・収納することは、県職員だけで対応するには極めて困難であるとともに、民間企業の多様なノウハウを活用するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
契 約 方 法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札 (協議随意契約)
委 託 先	(株) 富士急ビジネスサポート	昭和総合警備保障 (株)	昭和総合警備保障 (株)
契 約 金 額	18,193,700 円	21,830,000 円	17,600,000 円
入札参加者数	2者	1者	1者

2 検討

平成26年度から本格実施した事業で、初年度は2者による入札で落札率55.28%であり一般競争入札の効果が認められた。しかし、平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者は1者であり、平成28年度においては2度の入札を行ったが、いずれも予定価格を超過したため、その後協議随意契約となった。  
なお、県では、平成26年度において落札した業者が平成27年度に入札に参加しなかった

理由等の懸取は、一般競争入札であることから行っていない。

3 指摘及び意見

(意見)

1者による一般競争入札の競争性を確保する努力を望む。

平成19年3月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000万円以上の工事及び物品調達については、原則として一般競争入札によることとした。しかし、平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者が1者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。また、この状況を改善する対策を具体的に講じていない。

自治体によっては、発注する予定価格によるが一般競争入札を実施した際に入札参加者が1者となった場合の対応を定めて、競争性・公共性・透明性の確保を図っているところもある。一般競争入札において参加者が1者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでの原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。

(2) 富士山七合目救護所開設業務委託 (世界遺産富士山課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

平成27年7月11日から同7月12日及び平成27年7月18日から同8月22日までの38日間の、富士山七合目救護所において富士山登山者の健康管理と応急救護とする業務である。

(2) 委託する理由

当業務は、専門性 (医師免許) かつ標高約 2,800m という高所での救護の経験が必要であり、県職員では実施できないため。

富士山七合目救護所医師団は母体が千葉大学医学部であり、同大学は富士山のおもとの山中湖村に施設を持っており、ここを救護所運営の拠点とすることができ。なお、同医師団は、昭和31年以来応急救護業務を行っている。

(3) 契約方法等 (税込)

年度	平成27年度
契約方法	随意契約
委託先	富士山七合目救護所医師団
契約金額	4,300,000円

2 検討

(1) 富士山の各救護所の比較

名称	富士山五合目救護所	富士山七合目救護所	富士山八合目救護所
設置時期	平成26年度	昭和27年度	平成14年度
設置主体	山梨県	山梨県	富士吉田市
設置場所	富士スバルライン五合目	吉田口七合目	吉田口八合目
運営	看護協会紹介看護師、日本赤十字社看護師同方 会山梨県支部 (委託)	千葉大学医学部 (委託)	富士吉田市 (ボランティア)
平成27年度 予算額	6,319千円	4,615千円	富士吉田市と八合目 (委託料のみ) 山小屋の負担

(2) 見積合わせの省略

安全かつ適切に救護所運営を行うことができ、また必要な医師を確保できる受託者を他を求めることは困難であるため、山梨県財務規則137条第3項の規定により見積合わせを省略している。

(3) 救護所の医師・看護師・医学生の手当単価の根拠

平成28年度地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則に基づいて積算した金額との比較した結果、妥当であった。

3 指摘及び意見

(意見)

引き続きボランティアを含めた救護所運営につき検討願いたい。

ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営について検討は行っているが、責任の所在、欠勤の場合の人員の補充、安定した救護所運営の確保等に疑問が残るため、課内検討の域を脱していないとの事である。

現在の委託先との信頼関係等難しい問題ではあるが、救護所を設けている山岳は富士山だけでなく南北アルプスをはじめとしていくつも存在している。八合目救護所の実態、山梨大学医学部の状況、他山の救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べるなどして今後の七合目救護所の運営に生かしていただきたい。

### (3) 県庁電話交換業務委託 (財産管理課)

#### 1 委託契約の概要

##### (1) 委託の内容

県庁の代表電話番号に着信する電話を各担当部署に交換する業務であり、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき平成27年4月1日から平成30年3月31日までの契約である。

##### (2) 委託する理由

外部から県庁代表番号に着信した多種多様な電話を、民間事業者のノウハウにより親切丁寧に取り次ぐため。

##### (3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	太平ビルサービス(株) 甲府支店
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
契約金額	8,000,000円
入札参加者数	8者
完了年月日	毎月実施 最終 平成28年3月31日
検査年月日	毎月実施 最終 平成28年3月31日

(注) 平成27年度、平成28年度、平成29年度の3事業年度分契約金額は24,000,000円である。

## 2 検討

### (1) 指名競争入札とした理由

本業務は来庁者に対する県職員と同程度の接遇能力や委託契約後速やかに県の組織を把握し適切かつ迅速な交換業務ができる教育の行き届いた業務従事者と、委託期間内に発生する苦情処理など業務上の課題に即応できる会社の能力が求められる。

これらの高水準の業務委託の履行が確保できるよう、会社及び社員に一定の質が備わると考えられる業者を選定し指名競争入札を行った。

### (2) 委託業務時間

委託契約において、委託業務時間は午前8時から午後6時まで(10時間)である。これに対して、県庁の業務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(8時間45分)である。県によると、職員が実際に登庁している時間帯、すなわち開庁前と閉庁後の一部を含めた時間の範囲内で、「サービスの一環」として当委託業務時間を設定しているとの説明であった。しかし、来庁者への対応と、電話による利用者への対応の公平性を考えると、サービスの一環と称するには無理がある。

また、開庁前30分間、閉庁後45分間の合計75分間が委託業務時間として不可欠である旨の具体的な合理的な説明は、県から得られなかった。

### (3) 配置人員

常時2名以上であり、実際の運用は2名×2組(全4名)での2交代制としている。

### (4) 業務の報告

一日の業務実施後、所定の様式による業務報告書を翌日午前8時までに県庁守衛を通して提出する。この報告書は1か月分を一括して検査していることだが、その記録から業務の分析や改善点の検討等は行っていない。

### (5) 代表番号とダイヤルインとの着信件数(割合)

通常、着信件数は把握していないとのことであるが、その後各課で測定したところ、県庁全体でダイヤルイン着信件数は1日約300件程度であり、代表電話着信件数は不明であった。

**3 指摘及び意見  
(意見)**

委託している電話交換業務時間と県の業務時間との整合性がなく、県民サービスの公平性に欠けるとともに、経済性に疑問があるため、委託業務時間の見直しを望む。

来庁者には開庁、閉庁時間でサービスが限定され、電話による利用者にはそのサービス時間が延長されていることは、少なくとも時間的問題で公平性に欠ける。そして委託業務時間が県の業務時間に合わせて短縮されれば委託料は減少し、また、県の業務時間外に県の職員が電話対応をしないで済めば、職員の就業時間短縮にも寄与することが考えられる。

なお、県の広報誌や公式サイトを活用し、県庁代表電話番号には電話受付時間が県庁業務時間である旨を併記すれば、利用者の理解も容易に得られるであろう。

業務報告書の分析や、その他の調査も行うことで、合理的に委託業務時間が見直されることを望む。

**(4) 防災新館整備等事業 (PFI事業) に関する業務委託 (財産管理課)**

**1 委託契約の概要**

**(1) 委託の内容**

山梨県防災新館整備事業 (PFI事業) に関する施設整備、維持管理、運営その他を委託する。県と山梨県防災新館PFI株式会社は、山梨県防災新館整備等事業に関する施設の整備及び維持管理・運営等に関する契約について、各々の対等な立場における合意に基づいて仮契約を締結し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条に基づき県議会の議決を得られたとき、本契約として認められるものである。

**(2) 委託する理由**

山梨県防災新館の整備及び運営を行うため締結された契約に基づく委託業務

**(3) 契約方法等**

契約方法	その他の契約
委託先	山梨県防災新館PFI(株)
契約金額	530,250,914円

**2 検討**

**(1) モニタリングチェックリストの評価例**

モニタリングは、契約書第92条に基づき、チェックリストを活用し事業者と事業者からのピアリングにより担当課が行っている。

評価は○△×を記入することとなっているが、それぞれに明確な基準がなく、この記入の後にコメントが付けられる。

例を挙げると次のとおりである。

ア 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「県産地域良品・特産品の選定」の項 評価○として「～評価する。今後は～の検討を期待する。」

イ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「作り手の思い出等の発信」の項 評価△として「～評価する。今後は～の検討も期待する。」

ウ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「来館者への訪問新聞を作成し発信」の項 評価○として「については評価する。～を期待する。」

エ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「ホームページ、パンフレット等作成」の 評価△として「については評価する。今後は～の検討を期待する。」

以上のように、評価○と評価△の違いが、コメントとともに比較しても理解しにくい。

**(2) モニタリングチェックリストの改定**

当モニタリングチェックリストは、防災新館オープン時に作成されたものであり、県によれば新館運営の上で当初の想定に合致しない状況に至っている部分や、空白とせざるを得ない部分もあるとのことであった。

**3 指摘及び意見  
(意見1)**

**モニタリングチェックリストの客観的な評価基準の策定を望む。**

PFI事業は平成40年3月31日まで長期の事業期間を定めており、毎事業年度の点検作業は重要であり、モニタリングはその作業の一端を担っている。

検討した例のように、チェックリスト上の評価において評価○と評価△の違いが明確ではなく、主観的にならざるを得ない状況である。

防災新館オープンから3年しか経過しておらず、評価結果の蓄積期間とも考えられるが、その観点からも評価基準は改善すべきであり、また今後の担当者異動等も考慮すれば、客観的な評価基準を検討し、チェックリストに反映することを望む。

(意見2)

状況に応じたモニタリングチェックリストの改定を望む。

チェックリストは、すべてのチェック作業が完了して初めて網羅的に確認されたことが担保されるものである。ここに、そもそも不要な部分が残されることは、作業の確認上、問題となることもある。

既に当初の想定に合致しない部分が出てきていることに気づいているのであれば、早期に改定し、今後も状況に応じ随時改定することが望まれる。

(5) 県庁駐車整理業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県庁の駐車場における出入口での車両の出退管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務。

(2) 委託する理由

構内における円滑な駐車及び通行並びに車両及び歩行者の安全確保に必要なため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	太平ビルカーベス (株)	太平ビルカーベス (株)	関東トータルカーベス (有)
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	16,059,960 円	19,504,800 円	17,172,000 円
入札参加者	5 者	4 者	4 者
検査年月日	毎月実施、 最終 3月31日	毎月実施、 最終 3月31日	毎月実施、 最終 3月31日
最終支払日	平成 26 年 4 月 30 日	平成 27 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 12 日

(4) 一般競争入札について

入札業者は5者が応札して入札を行った。うち、A社については、委任状の委任期間の記載に不備があったため入札参加できなかった。  
委任状には次の内容が印刷されている。

【委任状】

一般競争入札に関する一切の行為

1 件 名	山梨県庁駐車整理業務委託
2 履行場所	山梨県庁 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
3 委任期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(5) 請求書の提出日について

【山梨県庁駐車整理業務委託契約書 (抜粋)】

(委託料)

第3条

委託料は金17,172,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,272,000円) とする。

2 委託者は、委託料として契約金額の12分の1を毎月経過後月ごとに受託者に支払うものとする。ただし、これに円未満の端数がある場合には最終月に調整するものとする。

3 委託者は毎月の委託料を、受託者の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

業者から平成27年11月1日付けで請求書が郵送され、県が平成27年11月2日に受領して処理している。その郵送された封筒を確認すると、郵便局の消印は平成27年10月31日の午前中となっている。

(6) 労災保険について

県庁の駐車場における出入口での車両の出退管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務であり、業者の整理員が駐車場における管理業務で車両等の接触等の事故が起きることも考えられる。

駐車場有人管理における業務上の災害について、業者の労災保険加入状況を確認していることについて県に確認したところ、労災保険加入については確認していないとのことであった。

2 検討

(1) 委任状について

委任状は「一般競争入札に関する一切の行為、件名、履行場所及び日付がない委任期間」が印刷されている。入札に関する委任期間の開始日は、入札日から入札不調以外は入札

日で行われるものと考えられる。委任期間については印刷して配布することも可能と考える。

(2) 請求書の提出日について  
 駐車整理業務の請求は毎月、請求 支払が行われている。駐車整理業務は月分で請求していることから月末の業務完了する前に請求することなく、業務完了後に請求することが望まれる。

(3) 労災保険加入確認について  
 県庁の駐車場における出入口での車両の出入管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務であり、業者の整理員が駐車場における管理業務で車両等の接触等の事故が起きることも考えられる。したがって労災保険加入について確認することが望まれる。

3 指摘及び意見

(意見 1)

委任状の記載する委任期間という単純な不備で積算等の時間を費やし応れした業者の入札の機会を失わせることのないよう、県は、委任状に委任期間については印刷して希望業者に配布することを望む。

委任状は「一般競争入札に関する一切の行為、件名、履行場所及び日付がない委任期間」が印刷されている。入札に関する委任期間の開始日は、入札日から入札不調以外は入札日で終わるものと考えられ、県は委任状に委任期間については印刷して入札希望業者に配布することを望む。なお、翌年度実施分から改善済みであることを確認した。

(意見 2)

請求者は月ごとに業務委託が完了した日以後に請求書を提出するよう、県は、業者に指導することを望む。

請求書の提出について契約書の履行確認後と規定はなく契約上の問題はない。支払について前払金の規定はないことから月ごとの支払とはいえず、月ごとに業務委託が完了した日以後に請求することが望ましく、月ごとの業務委託が完了した日以後請求することを業者に指導することを望む。

(意見 3)

当該業務は駐車場有人管理であることから業務上の災害が起こることも考えられる。県は、入札時に業者が労災保険に加入していることを確認することを望む。

(6) 県庁秘密文書溶解処理業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容  
 県庁構内各課室等から排出される秘密文書の回収及び溶解処理に関する業務。

(2) 委託する理由  
 重量があるものであり、処理作業を外部にもれないよう、安全かつ効率的に行う必要があるため、専門業者に委託する。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株) 田丸	(株) 田丸	(株) 田丸
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	1,296,985 円	1,452,276 円	369,745 円
入札参加者数	7 者	6 者	4 者
完了年月日	最終 3月 31 日	最終 3月 31 日	最終 3月 25 日
支払日	平成 26 年 5 月 7 日	平成 27 年 4 月 16 日	平成 28 年 4 月 20 日

平成 27 年度から従前の請負契約から単価契約で契約している。

(4) 契約書

契約書の抜粋は次のとおりである。

【山梨県庁秘密文書溶解処理業務委託契約書 (抜粋)】

山梨県 (以下「甲」という。) と株式会社田丸 (以下「乙」という。) とは、甲が委託する秘密文書の溶解処理について、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第 1 条 (省略)

(委託方法)

第 2 条 乙は第 1 条第 5 号の契約期間中、甲の依頼あるごとに、その都度甲が指定する日までに秘密文書の溶解処理を行うものとする。

2 乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、処理業務を行う上で秘密文書の取り扱いに細心の注意を払うとともに知り得た秘密を漏らしてはならない。

(代金支払)

第4条 乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を添付して、代金の支払いを甲に請求するものとする。甲は、乙からの適法な支払請求書を受領してから30日以内に代金を支払うものとする。  
以下、省略

(5) 秘密文書溶解処理報告書の報告状況について

秘密文書溶解処理報告書の報告状況は次のとおりである。

報告書提出年月	処理日	処理量	計量証明書・溶解処理証明書
提出なし	27年4月28日	16,120 kg	提出あり
提出なし	27年6月12日	10,340 kg	提出あり
27年8月5日	27年7月9日	7,600 kg	提出あり
	27年7月10日	2,920 kg	提出あり
	27年7月22日	8,170 kg	提出あり
27年10月5日	27年9月11日	8,400 kg	提出あり
提出なし	27年10月21日	7,040 kg	提出あり
提出なし	27年12月16日	12,140 kg	提出あり
提出なし	28年2月5日	11,590 kg	提出あり
	28年3月1日	7,350 kg	提出あり
28年4月4日	28年3月25日	22,450 kg	提出あり

平成27年4月28日、6月12日、10月21日、12月16日、平成28年2月5日処理の秘密文書溶解処理報告書が提出されていない。

(6) 請求書の添付書類状況について

請求書の添付書類状況は次のとおりである。

請求書提出年月日	添付資料		
	秘密文書溶解処理報告書	計量証明書	溶解処理証明書
27年4月20日	添付なし	添付あり	添付あり
27年6月30日	添付なし	添付あり	添付あり
27年7月31日	添付あり	添付あり	添付あり
27年9月30日	添付あり	添付あり	添付あり

27年10月31日	添付なし	添付あり	添付あり
27年12月31日	添付なし	添付あり	添付あり
28年2月29日	添付なし	添付あり	添付あり
28年3月31日	添付あり	添付あり	添付あり

平成27年4月20日、6月30日、10月31日、12月31日及び平成28年2月29日の請求書には、秘密文書溶解処理報告書が添付されていない。

2 検討

契約書第2条第2には、「乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。」と定めている。

上記の8回の秘密文書溶解処理について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。

また、上記の8回の請求書の添付書類状況について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が添付されていない。

3 指摘及び意見

(指摘)

当該業務は秘密文書を取扱うことから、県は、契約書どおり「秘密文書溶解処理報告書」の提出を業者に指導し、及び請求書に提出のあった「秘密文書溶解処理報告書」を添付して処理する必要がある。

契約書第2条第2には、「乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。」と定めている。

上記の8回の秘密文書溶解処理について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。

また、上記の8回の請求書の添付書類状況について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が添付されていない。

契約書第3条に規定する「処理業務を行う上で秘密文書の取り扱いに細心の注意を払うとともに知り得た秘密を漏らしてはならない」という特殊な委託内容であることを考慮すると、県は、契約書どおり「秘密文書溶解処理報告書」の提出を業者に指導し、及び請求書に提出のあった「秘密文書溶解処理報告書」を添付して処理する必要がある。

(7) 県庁資源物回収業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県庁（本館、別館、議事堂、北別館、県民会館）及びこれらに関係する資源物置場（2か所）や再生可能紙回収箱（本館、議事堂、北別館各階廊下）等から、資源物（古新聞、廃棄文書、古雑誌、段ボール、フラットフレイム、コピー用紙、包装紙等）を回収する業務を委託している。

「山梨県庁資源物回収業務委託契約書」及び「同基準仕様書」に記載される回収資源物量の過年度実績は次のとおりである。

平成 23 年度	85,420kg
平成 24 年度	94,970kg
平成 25 年度	148,750kg

(2) 委託する理由

「契約する業者の選定要件及び決定方法等の検討」では、委託業務の性格上、下記の要件を満たす必要がある、指名競争入札が適当であるとされている。

ア 県庁構内各課室等から排出される資源物（紙類）を回収し製紙工場等へ持込み、古紙原料等としてリサイクルするものであり、処理の過程で不法投棄などの事故がないよう、できる限り信頼のある業者に委託する必要がある。

イ 県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿の「不用品買入—古紙買入」に登録されている業者。

ウ 回収が週に3回あり、必要に応じ臨時的な収集を必要としていることから、県内（甲府市近郊）に事業所を置く業者とする。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株) 田丸	(株) 田丸	(株) 田丸
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	当初金額：1,300,000円 増額変更：100,000円	当初金額：880,000円 増額変更：80,000円	480,000円
入札参加者	7者	6者	5者

2 検討

(1) 入札条件の明示状況

「山梨県庁資源物回収業務委託契約書」及び「同基準仕様書」には、当業務委託の実施に当たり必要となる経費は全て業者側で負担する旨は明示されているが、回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨が明示されていない。

したがって、資源として回収した後の有価物（再資源回収した物そのものを売却して純収入が得られる物、または、再資源化を行うことによって生じる経費を全部賄うだけの経済利得を得られる物。）から発生する経済的利得が業者側に帰属することが、入札参加業者で考慮されない可能性が出てくる。有価物からの収入を加味した場合と加味しない場合では、当然応札額に差が出る。

平成 27 年の入札結果では大きな差が生じており、実際に落札した(株) 田丸が提出した業務計画書では、資源物（古新聞、廃棄文書、古雑誌、段ボール、フラットフレイム、コピー用紙、包装紙等）として経済的利得を抽出しやすい銘柄品以外の物品も可能な限りミックスメンバーとして処理することに努める計画であった。

【平成 27 年度入札価格】

1位	(株) 田丸	480,000円
2位	A	1,990,000円
3位	B	2,000,000円
4位	C	2,400,000円
5位	D	5,500,000円

(注) 1者辞退、1者欠席、予定価格（平成 26 年度実績に基づく積算）は 1,974,916 円。

3 指摘及び意見

(意見)

入札条件を示す書面で「資源回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨」を明文化することを望む。

入札条件に関する書面に明示されていないことは、入札前に口頭で説明したとしても、書面に明示されていないことに起因するトラブルも懸念される。入札の公平性を確保するには、入札条件に必要な情報を漏らさず各書面に明文化することが重要である。

(8) 県庁北別館及び県民会館清掃業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「山梨県庁北別館及び県民会館清掃業務委託契約書」及び同仕様書に記載されている概要は以下のとおりである。

ア 清掃業務の対象箇所

山梨県庁北別館 延べ床面積 8,578㎡ 地下1階・地上6階  
 山梨県民会館 延べ床面積 6,175㎡ 地下1階・地上8階

イ 清掃業務の概要

上記アの範囲で県職員が執務するスペースに立ち入ることを前提として、同仕様書に定められた日常巡回清掃及び定期清掃を基本とし、臨時的な清掃が必要になった場合は、県庁側と委託業者が協議の上で実施することと定められている。

(注) 記載事項に該当しない場合には、「建築保全業務共通仕様書平成20年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」を参照している。

(2) 委託する理由

県が示す「入札方法及び指名資料」による委託先の条件は、以下のとおりである。

ア 現在も、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けており、優良な業務を行うと考えられること。

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間において、1年間継続しての清掃業務を1回として、2回以上清掃面積3,000㎡以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行したことが事実であり、実績が秀でていること。

ウ 現在も、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」に登録されており、また、昨年度入札に応募したことから県発注の業務委託に関心がああり、入札参加に意欲があると考えられること。

(3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	指名競争入札
委託先	(有) テーク	(有) テーク	(有) テーク
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	県庁北別館 3,298,667円 県民会館 4,933,334円	県庁北別館 3,298,666円 県民会館 4,933,332円	県庁北別館と県民会館を合わせて入札及び契約を実施 3,780,000円
入札参加者	県庁北別館9者 県民会館11者	県庁北別館9者 県民会館11者	8者

2 検討

(1) 清掃場所による情報セキュリティ

当業務委託においては、県の職員が執務するスペースに立ち入ることを前提としている。県庁内では、職員が執務するスペースで机の上などに機密性の高い情報を含む書類等を放置しないよう周知徹底しているとのことであるが、それでも執務時間中であれば、清掃従事者が書類等を目につけるを得ない。

しかし、「山梨県庁北別館及び県民会館清掃業務委託契約書」及び同仕様書には、情報セキュリティ対策の具体的な運用に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などの明示はない。明文化されているのは、同仕様書の11注意事項(2)に「施設内において、書類の閲覧など業務以外の行為をしてはならない。特に、机の引き出し、書類保管庫等を閉閉してはならない。」との規定と、業務責任者・業務担当者名簿を徴取している部分だけである。

なお山梨県では、情報システム及びネットワークの開発、運用等に関しては、「山梨県情報セキュリティ基本方針(平成19年6月1日一部改正)」が制定され、具体的な対策基準を定めた「山梨県情報セキュリティ対策基準(平成22年4月1日一部改正)」及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準(平成20年4月1日一部改正)」がある。同対策基準においては、「情報セキュリティに関する特記事項」及び「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」が用意されている。

3 指摘及び意見

(意見)

情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実に行う方法

**で契約することを望む。**

情報資産に該当する情報を直接的に取り扱わない場合でも、それを委託業者が知ることによって多大な損失を被る可能性がある。よって、情報資産に係わりを持たざるを得ない委託業務を取り扱う場合には、情報システム等に関する業務以外であっても、情報セキュリティ基本方針をはじめとする諸規定による運用に準じた方法で契約することが重要である。清掃業務委託契約においては、県職員執務場所での清掃業務中の機密書類・保管庫等への接触制限等について、詳細に仕様書等に記載することを望む。

**(9) 県庁ごみ収集運搬業務委託 (財産管理課)**

**1 委託契約の概要**

(1) 委託の内容  
県庁構内各課室等から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみを収集し、収集したごみを他の事業所等のごみと混入させず速やかに甲府市環境センターへ運搬にする業務の委託

(2) 委託する理由  
県庁内から排出される大量のごみを、安全かつ迅速に処分施設へ運搬するため、専門業者に委託する。

**(3) 契約方法等 (税込)**

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株)グリーン環境センター	(株)グリーン環境センター	(株)グリーン環境センター
契約期間	4月1日～3月31日 (3年長期継続契約)	4月1日～3月31日 (3年長期継続契約)	4月1日～3月31日 (3年長期継続契約)
契約金額	2,054,747円	2,083,420円	3,098,736円
入札参加者	15者	15者	8者
完了年月日	最終 3月31日	最終 3月31日	最終 3月25日
支払日	平成26年5月2日	平成27年4月21日	平成28年4月20日

(4) 指名競争入札状況  
指名競争入札状況は次のとおりである。

入札参加者	第1回入札 (金額：円)	判定
(株)グリーン環境センター	2,869,200	落札
A	20,000,000	
B	3,820,000	
C	辞退	
D	6,020,000	
E	辞退	
F	辞退	
G	30,810,000	
H	6,600,000	
I	辞退	
J	2,910,000	
K	10,647,000	
L	辞退	
M	辞退	

(5) 契約する業者の決定方法について  
決定方法は指名競争入札とする。指名競争入札にする理由は次のとおりである。

本業務においては、県から排出されるごみが法令に従った方法により適正に処理されなければならず、一般廃棄物収集運搬の甲府市の許可などの資格要件等を確認し、できる限り信頼のある業者を入札参加者に選定する必要がある。  
また、本業務は人的業務が主であり、機械化などによる効率化の余地はなく、広く競争性を確保する必要があるものと考えられる。  
一般廃棄物収集運搬の許可に当たっては2週間から最長で1月程度の期間が必要(甲府市から聞き取り)であり、新たに許可を受ける者を考慮し長期間にわたり参加者を募集し一般競争入札を行うことは事務手続上現実的でなく、かつ過剰な配慮であることから、現状で入札参加者の選定要件に従い業者を選定し、それらの者を全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施すると同様の成果を得ることができるものと考ええる。  
・ 指名業者  
1 4業者別紙「山梨県庁ごみ収集運搬業務指名資料」のとおり (省略)

**2 検討**

指名競争入札にする理由に、「それらの者を全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施すると同様の成果を得ることができるものと考ええる。」とあり、一般競争入札

実施を考えていることが見て取れる。したがって指名競争入札にすることなく一般競争入札が望まれる。

### 3 指摘及び意見 (意見)

3年間長期継続契約における入札方法として一般競争入札ではなく指名競争入札を選択することは、競争性及び新規参入の機会を阻害するものであり、県は、今後一般競争入札で業者を選定することを望む。

指名競争入札する理由として、①「人的業務が主であり、機械化などによる効率化の余地はなく、広く競争性を確保する必要はない。」とのことであるが、効率化の余地により一般競争入札の適さないと考えられない。人的業務であっても効率的な作業等は十分できると考える。②一般廃棄物収集運搬の許可に当たっては2週間から最長で1月程度の期間が必要(甲府市から聞き取り)であり、新たに許可を受ける者を考慮し長期間にわたり参加者を募集し一般競争入札を行うことは事務手続上現実的でなく」とあるが、新規に許可を得て一般競争入札に参加できるように1か月前から参加者を募集することは可能である。特にこの委託契約は3年間の長期継続契約であることを考慮すれば1か月の募集期間は長期とは考えられず、新規参入の機会を阻害している。③「全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施すると同様の成果を得ることができる。」とのことであるが、結果として一般競争入札を実施すると同様の成果を得たとしても一般競争入札を選択しない理由にはならないと考えられる。

### (10) 県庁舎及び構内維持補修業務委託 (財産管理課)

#### 1 委託契約の概要

##### (1) 委託の内容

電気工作物保安規程に基づき設備巡視及び県庁舎及び県庁構内における維持補修業務。

##### (2) 委託する理由

施設の日常的な定期巡視及び迅速に対応する必要がある軽微な修繕等については、県の職員だけでは対応できないため、知識・経験を有する者が対応するため必要があるため。

### (3) 契約方法等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	甲府ビルサービス(株)	甲府ビルサービス(株)	甲府ビルサービス(株)
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	6,168,000円	6,168,000円	6,168,000円
入札参加者数	5者	5者	5者

### 2 検討

#### (1) 労働者派遣の可能性

山梨県庁舎及び構内維持補修業務委託仕様書によると、従事者を2名とし山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条項に準じ(委託仕様書3)、県庁北別館地下のボイラー室を控室(委託仕様書6)として常時勤務するとしている。従事者の業務内容(委託仕様書5)も決められていて、県が指示する調査及び測定業務のほか県が指示する業務も含まれている。補修に必要とされる材料及び道具類についても県が支給することとしている。また、委託先には要員名簿を提出させ、従事員には当日行った巡視点検内容、補修作業等を業務日誌に記録し、その日のうちに県に報告を求めている(委託仕様書8)。

内閣府の「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」において、請負(委託)契約と偽装請負(労働者派遣法に抵触する違法行為)について整理されている。その手引からも、業務委託契約としているが「委託契約」ではなく「労働者派遣契約」とみなされると考えられる。

### 3 指摘及び意見

#### (意見)

労働者派遣法に抵触する契約であり、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。

委託業務の内容から、労働者派遣法に抵触する契約に当たる可能性がある。

労働者派遣事業とみなされた場合、労働者派遣法に抵触する行為であると判断されるので、早急な対応が望まれる。

(11) 県庁本館等及び構内清掃業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容  
 県庁本館等及び構内の清掃業務として、日常清掃、日常巡回清掃及び定期清掃、必要な場合臨時清掃を行う。

(2) 委託する理由  
 県庁庁舎内及び外構における清掃を、民間のノウハウを活かし効率的に行う必要があるため。

(3) 契約方法等

契約方法	一般競争入札
委託先	(株) 富士美建
委託金額 (税込)	14,938,992 円

2 検討

(1) 清掃業務の分割委託

県庁本館及び構内清掃業務と、県庁北別館及び県民会館清掃業務が分割委託されている。これは、県庁が平成 24 年度から改修工事を行っているからとのことである。本館については、一般競争入札により平成 25 年度は (株) テーク、平成 26 年度は (株) テーク、平成 27 年度は (株) 富士美建が落札している。北別館については、平成 25 年度は一般競争入札により (株) テーク、平成 26 年度以降は指名競争入札により、平成 26 年度は (株) 富士美建、平成 27 年度は (株) テークが落札している。なお改修工事が終了する平成 28 年度においては、一本化が図られる。

(2) 予定価格と入札価格の積算の比較

項目	予定価格	入札価格	落札率 (%)
1 直接人件費	72,294 千円	33,860 千円	46.8
① 業務責任者の人件費		3,459 千円	
② 業務担当者の人件費		30,401 千円	
2 直接物品費	2,804 千円	980 千円	34.9
① 資材	1,402 千円		
② 薬品	1,402 千円	980 千円	69.9
3 業務管理費	4,375 千円	2,100 千円	48.0
4 一般管理費	15,461 千円	4,556 千円	29.5
5 合 計	94,935 千円	41,497 千円	43.7

(3) 低入札価格審査委員会の審議

積算額の妥当性について、「定期清掃に従事する従業者は日給と記載されているが、1 日当たりの労働時間等が未記載なため、妥当性が判断できない。」としている。しかし、他の項目は妥当性があり、総合審査は聞き取り調査により整合性が確認できたので可とし、契約内容に適合した履行が確保されると認められている。

3 指摘及び意見

(意見)

予定価格の積算の問題点を分析し、見直すことを望む。

当該委託業務については一般競争入札によって実施されており、その点に問題は無い。しかし、低入札価格審査委員会の結果は、契約内容が履行されると結論付けられた。

予定価格と入札価格の乖離の主たる原因は直接人件費の算定にあり、早急に原因分析と見直しを行い、次回以降の入札において時間と費用を要す低入札価格審査委員会を開催する可能性を低くすることを望む。

(12) 県庁舎電気設備保守点検業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容  
 県庁舎 (本館、別館、北別館、議事堂、委員会室棟) における電気設備の各種点検、試験、測定等を行う業務委託。

(2) 委託する理由

山梨県自家用電気工作物保安規程に基づき実施する点検で、設備の機能維持・保全を図るため、専門業者に委託する。

(3) 契約方法等 (税込)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(財) 関東電気保安協会	(財) 関東電気保安協会	(財) 関東電気保安協会
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	平成27年4月1日～平成30年3月31日
契約金額	1,088,850 円	1,188,000 円	4,714,200 円 (3年) 1,571,400 円 (1年)
入札参加者数	8 名	6 名	5 名
完了年月日	最終 3月 31日	最終 3月 31日	最終 3月 31日

平成 27 年度から履行期間を従前の単年度契約から 3 年間の長期継続契約で契約している。

(4) 指名入札について

指名参加資料は次のとおりとなっている。(平成 27 年資料抜粋)

【指名参加資料】 (抜粋)

○ 業務名	県庁舎電気設備保守点検業務委託
○ 予算額	5,757,480 円 (3年/円)
○ 内容	県庁舎 (本館、別館、北別館、議事堂、委員会室棟) における電気設備の各種点検、試験、測定等を行う
○ 指名基準	以下の基準全てに該当する業者 1～3 省略 4 3に該当する業者のうち、物品購入等契約に係る指名停止の対象でない業者 5 4に該当する業者のうち、従業員数が10名以上の業者かつ、過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者 6 (以下省略)

(5) 試験成績表について (平成 27 年資料抜粋)

低圧関係絶縁抵抗試験成績表 (抜粋) は次のとおりである。

【低圧関係絶縁抵抗試験成績表】 (抜粋)

[本館 14]

試験実施日平成 27 年 10 月 17 日 (土曜日) 天候晴 温度 22° C 湿度 48%

回路・機器名	定格 (A)	使用電圧 (V)	大地間 (MΩ)	線間 (MΩ)	判定	備考
[2] 降特別会議室1						
(34) (動力盤)						
動力主幹	ELB 3P 75	200			良	ELB 動作
(34-1) 電灯盤	EL6 3P 40	100	20		良	ELB 動作
						良
(37) (ATM)						
電灯主幹	MGB 3P44	100/200	20		良	施工中
動力主幹	MCCB 3P20	200	50		良	

(省略)

2 検討

(1) 指名入札について

指名入札資料の 5 に「4に該当する業者のうち、従業員数が 10 名以上の業者かつ、過去 3 年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」と規定している。点検業務の実績がないと安心して点検業務の委託ができないことは考えられても、「過去 3 年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績」がないという、「業務実績」ではない「指名実績」という形式的な基準を設ける指名業者を限定することは過度に競争性を阻害するものと考ええる。

(2) 試験成績表について

低圧関係絶縁抵抗試験成績表 (試験実施日平成 27 年 10 月 17 日 (土曜日) 実施分) には、各項目の点検が行われ、良・否の判定が行われている。ただし、ATMについては、備考欄に施工中であり、現場確認をして良・否の判定ができない状況にも関わらず、良の判定が記載されている。

3 指摘及び意見

(意見1)

3年間の長期継続契約であり今後3年間は入札が行われることはない。形式基準である「過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」とする「指名実績」の基準を、県は、指名入札資料から削除することを望む。

指名入札資料の5に「4に該当する業者のうち、従業員数が10名以上の業者かつ、過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」と規定している。

点検業務の実績がないと安心して点検業務の委託ができないことは考えられても、「過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績」がないという、「業務実績」ではない「指名実績」という形式的な基準を設ける指名業者を限定することは過度に競争性を阻害するものと考ええる。

(意見2)

低圧関係絶縁抵抗試験成績表をチェックして記載内容に誤記がある場合には、県は、業者に指導して記載内容を訂正させ、訂正後の資料で点検が確実に行われていることを確認することを望む。

なお、ATMについては、低圧設備点検時には点検ができなく高圧設備点検時に確実に点検を実施しているとの回答を得ている。したがって、県は、ATMに設備点検は高圧設備点検時の様式に記入するよう業者に指導し、点検が確実に行われていることを確認することを望む。

(13) 北別館等移転作業等業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容  
取り壊す県民会館の各課室等から、机、椅子、ロッカー、書類等を北別館等へ移転する作業である。

(2) 委託する理由

重量があるものであり、移転作業を安全かつ効率的に行うため。

(3) 契約方法等

年度	平成27年度	備考
契約方法	指名競争入札 (5月18日入札)	
委託先	(株) 中部	
契約期間	平成27年5月20日 ～平成27年6月15日	
契約金額	2,080,000円	増額変更 795,000円
入札参加者数	1回目4者(超過) 2回目2者	1者辞退 2者辞退
支出負担行為の起算日	5月12日	5月22日 変更
完了年月日	6月7日	
検査年月日	6月8日	

2 検討

(1) 予算を超える業務発生による変更契約

県民会館地下にある可動式書庫を移転する予算を、当初申請していなかった。予算を超える入札を行うことができないことから、所有する課にて移転するように指示し、可動式書庫の移転費用を含めず予定どおり入札を行い落札者が決定した。

入札時には、入札参加業者に当該追加となる業務内容の説明は行われていない。落札した業者は、入札前に可動式書庫を含めた業務委託の見積書を徴した業者である。入札後、その落札業者と変更契約を行い795,000円の増額となった。時間的余裕のない移転作業であったこと、可動式書庫の移転費用と新規購入費用を比較して移転した方が安価であったことから行ったものである。

当初の入札価格から約38%の増額変更で、しかも入札前の業者見積を基にして変更契約が行われた。

また、建設工事契約等においては、「変更見込み額が請負代金の30%を超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合を除き、原則として別契約とする。」とされている。

3 指摘及び意見

(意見)

入札価格に対し比較的多額の増額変更となる場合は、建設工事等の取り決めなどを参考に、別契約とすることも含め慎重に対応することを望む。

建設工事等の取り決めが直接適用されないとしても、県の業務におけるその趣旨に鑑み、重要性のある増額変更ととらえ、新たに複数の業者から見積書をとるなどして追加業務の価格の適正性を検証し別契約とすることも含め、慎重に対処することが望まれる。

(14) 本館他消防用設備等保守点検業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容  
山梨県庁本館、別館、議事堂、委員会室棟、北別館、立体駐車場、東駐車場、北口大型車庫、里吉別館及び旧あいおいニッセイ同和損保ビルの消防設備の保守点検を行い、当該設備の機能維持・保全を図ることを目的とする委託業務である。

(2) 委託する理由

消防法第17条の3の規定に基づき行う保守点検であることから、専門業者による安かかつ迅速な実施が必要なため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	日星 (株)	(株) 大沢防災	(有) 中村ボンブエー事務所
契約期間	6月14日～3月31日	5月30日～3月31日	6月2日～3月31日
契約金額	3,511,200円	3,186,000円	4,104,000円
入札参加者	8者	8者	8者
完了年月日	最終3月31日	最終3月31日	最終3月31日
支払日	平成26年4月17日	平成27年4月14日	平成28年4月14日

(4) 本館他消防用設備等保守点検業務委託仕様書について (抜粋)

第4節 提出書類

1-4-1 提出書類

乙は下記の書類を、期日までに甲に提出する。

- (1) 履行計画表 契約締結後 7日以内
- (2) 主任技術者通知書 契約締結後 7日以内
- (3) 業務報告書(写真・図面を含む) 機器点検及び総合点検後速やかに提出
- (4) 業務完了報告書 契約締結後 7日以内
- (5) 成果品引渡届 検査終了後 その都度
- (6) 打合せ簿

その他監督員が指示するもの

- ※ 提出書類は原則A4サイズとする。(図面はA3サイズとする。)
- ※ 提出書類は原則1部とする。ただし、別途指示があった場合はこの限りでない。
- ※ 消防機関へ提出するための資料は必要部数を用意する。
- ※ 業務報告書は、脱着式ハードカバーのフレイルに建物ごとにフレイリングすること。

2 検計

(1) 履行確認について

平成28年3月31日に検査を終了したとして成果品引渡届が点検現場写真を添付して提出されている。その点検現場の写真には工事名、場所、工事内容を書き込んだボードが写っている。写真の台紙には、点検の場所などが記載されている。

添付写真イメージ(例)

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名</td> <td>消防用設備等保守点</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>本館</td> </tr> <tr> <td>日 付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動火災報知機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受信機</td> <td>点検中</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(有) 中村ボンブエー事務所</td> </tr> </table>	工事名	消防用設備等保守点	場 所	本館	日 付		自動火災報知機		受信機	点検中		(有) 中村ボンブエー事務所	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">↑</p> <p style="margin: 0;">日付記入なし</p> </div>
工事名	消防用設備等保守点												
場 所	本館												
日 付													
自動火災報知機													
受信機	点検中												
	(有) 中村ボンブエー事務所												
<p>山梨県庁 本館 1階 自動火災報知機 受信機点検</p>													

(以下省略)

3 指摘及び意見

(意見)

完了報告書で当該業務は完了報告書で点検業務の完了を確認しているが、点検業務が円滑に適切に行われたことを確認するためには、県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、日付欄に記入のある写真で点検業務履行を確認すること望む。写真中のボードには、工事名、場所、工事内容が書き込まれており、日付欄も設けられているにもかかわらず記入されていない。県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、その写真の内容で履行確認をより確実に確認することを望む

(15) 県議会議事堂空調設備保守点検業務委託 (財産管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県議会議事堂に設置されている空調設備の適性化を期するため、保守点検業務を委託。

(2) 委託する理由

平成23年にエアコン等の空調設備を山梨県議会議事堂に設置し、設置後の保守点検は実施していないが、設置後数年が経過したので平成27年度から空調設備（ピルトマルチエアコン）の点検業務が必要であるため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成27年度
契約方法	指名競争入札
委託先	大栄設備 (株)
契約期間	平成27年5月29日～平成28年3月28日
契約金額	313,200円
予定価格	2,323,080円
算出価格	2,151,000円
積算額	2,323,080円
見積比較価格	2,151,000円
最低制限価格	なし
落札率 (%)	13.5%
入札参加者数	9者
支出負担行為の起案日	平成28年4月8日
完了年月日	最終 3月28日

(4) 入札結果

入札参加者	第1回入札		判定
	金額：円		
A	690,000		
大栄設備 (株)	290,000		落札
B	1,450,000		
C	950,000		
D	辞退		
E	650,000		
F	840,000		
G	1,800,000		
H	350,000		

見積価格において、算出価格を2,151,000円と積算額2,323,080円を比較検討して予定価格2,320,800円を決定し、最低制限価格は設定しないで指名基準の基づき9者を指名して入札を実施している。

その結果、1者が辞退、8者が応札し大栄設備 (株) が落札率13%で落札している。

(5) 報告書

点検日	点検報告書	写真の添付
平成27年7月14日	○	○
平成27年7月22日	○	○
平成27年7月23日	○	○
平成27年7月24日	×	○
平成27年9月9日	○	○
平成27年9月10日	○	○
平成27年9月11日	×	○
平成27年11月3日	○	○
平成27年11月22日	○	○
平成28年3月12日	○	○

提出日	完了報告書
平成28年3月28日	○

2 検討

点検報告書は点検日を7月14日、7月22日、7月23日、7月23日、9月9日、9月10日、11月3日、11月22日、3月12日の日別で提出されている。その点検報告書の添付写真に点検日以外の写真が添付されている。

3 指摘及び意見

(意見 1)

県は、実際に点検を実施した日の報告書に異なる日付の写真が添付されている場合には、業者に実施した日の写真を添付するよう指導して、確実な履行確認を望む。

点検報告書は点検日と点検日とは異なる日の添付写真が添付されていた。

今回は落札率が 13.5%であり実施完了について写真等にて特に留意をもって確認することを望む。

(意見 2)

県は、今回の落札率は 13.5%と低額であることから、当初の予算項目・金額と点検実績表の項目を照らし合わせるなどして、予算額が適切であったのか、最低制限価格の設定の有無などを検証することを望む。

委託内容は、ビルトワールチェアコンの保守点検で、「チューブ洗浄薬品、抽気電磁弁、サブリング補充用溶液、補充用冷媒、インヒビター、ランプ類、ヒューズ類、パッキン類、潤滑油（オイル類）」等の経費の消耗品の交換及び補充を含むものの点検業務の人工費が主要部分である。

(16) 総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託（行政経営管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア ヘルゾデスクの課内への常駐

・職員からの問い合わせ（操作方法、システム運用）

・小規模な障害の復旧

・システム稼働状況監視、報告 等

イ システム運用（ヘルゾデスク以外）

・大規模な障害の復旧

・月 1 回の定例会の開催（県担当者と日本電気（株） 甲府支店等）

・軽微なシステムの改修 等

(2) 委託する理由

総合的行政文書管理システムは、高度なシステムを使用した基幹系システムであり、トラブルがあった際には職員では対応ができず、当該システム及び IT 全般を知悉した開発業者に委託する必要がある。

また、全職員が利用対象であるため、当該システムに関する問い合わせ等も多く、ヘル

ゾデスクが常駐のうえ対応するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約
委 託 先	日本電気（株） 甲府支店	日本電気（株） 甲府支店	日本電気（株） 甲府支店
委 託 期 間	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ (注)
契 約 金 額	19,230,000 円	19,230,000 円	19,230,000 円
予 定 価 格	19,230,000 円	19,230,000 円	19,230,000 円
落 札 率 (%)	100%	100%	100%
見積提出者数	1 者	1 者	1 者

(注) 平成 27 年度は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」

に基づき長期継続契約を締結した。内容は次のとおりである。

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 契約金額 57,690,000 円

平成 27 年度、28 年度、29 年度 各 19,230,000 円

2 検討

(1) 随意契約の理由

平成 16 年度に導入された総合的行政文書管理システムは、日本電気（株）のパッケージソフトである「総合的行政文書管理システム」を基にして、山梨県の文書管理の実態に合わせた仕様に改造（カスタマイズ）して開発を行ったものである。このパッケージソフトは、日本電気（株）固有の知識や技術に基づくものであり、他に公開されているものではない。

よって、当運用保守業務は、日本電気（株）以外が行うことは不可能であるためである。

(2) 積算内訳の状況

平成 25 年度から平成 27 年度まで、契約金額は同じ金額である。

また、県の作成した積算内訳は、日本電気（株）甲府支店から提出された見積書と同額であった（同見積書の 3 年分を各年に按分）。

【県の積算内訳】

	工数 (人月)	単価	金額
ヘルプデスク及びシステム運用	12.0	800,000 円	9,600,000 円
システム運用支援	5.7	1,100,000 円	6,270,000 円
バックアップ保守			3,360,000 円
合 計			19,230,000 円

3 指摘及び意見  
(意見)

1者随意契約にせざるを得ない契約においては、特に委託内容や作業量等を精査し、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないことを望む。また今後の契約では、実際の委託内容や作業量等を参考とするともに、長期継続契約のメリットも生かし、委託金額の引き下げ交渉などを検討することを望む。

随意契約者の見積額と同一の金額で契約が行われている状況をそのままにせず、委託の内容や作業量等を精査することで、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないようにするとともに、今後の委託金額の引き下げも検討することを望む。

(17) 例規サポートシステムのデータ更新業務委託 (行政経営管理課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県例規サポートシステムのデータについて、内容を最新版にするため、毎年度4回(7月、9月、1月、3月)更新を行っている。

(2) 委託する理由

山梨県例規執務サポートシステムは、(株)ぎょうせいが県の例規データに合わせて独自に開発したシステムであるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(株)ぎょうせい	(株)ぎょうせい	(株)ぎょうせい
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	4,949,343 円	6,144,011 円	6,635,811 円(注)
入札参加者	1者	1者	1者

(注) 契約金額は、年4回データ更新を行い、その都度、更新された頁数で請求・検査・支払が行われている。頁単価 1,290 円×更新頁数×1.08 (消費税) で算定。

	更新頁数	頁単価	金額 (税抜)	金額 (税込)
①	2,836 頁	1,290 円	3,658,440 円	
②	598 頁	1,290 円	771,420 円	
③	418 頁	1,290 円	539,220 円	
④	911 頁	1,290 円	1,175,190 円	
合 計	4,763 頁		6,144,270 円	6,635,811 円

2 検討

(1) 随意契約とした理由

山梨県例規サポートシステムのデータ更新業務については、(株)ぎょうせいが県の例規データに合わせて独自に開発したシステムを対象に行うものであり、他社では技術的にデータ更新を行うことができないことから、性質上競争入札に適さないものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

(2) 頁単価金額の根拠

平成27年度例規サポートシステムのデータ更新業務委託契約金額は、頁単価×更新ページ×1.08 (消費税) で算定されているが、(株)ぎょうせいが提出された見積書には、頁単価金額の根拠が示されていない。

3 指摘及び意見  
(意見)

当該システムを山梨県用にカスタマイズする際の単価の積算根拠等を把握すべきである。また、例規サポートシステムを導入している近隣の他県等の頁単価情報等も収集し、頁単価